

燃え広がったら責任とれますか！

屋外で火を取り扱う行為は原則禁止

例年1月から3月は、強風と空気の乾燥により屋外での火災が急増します。

【主な禁止行為】

- ① 家庭ごみの屋外焼却
- ② 建築廃材等の屋外焼却
- ③ 野焼き（ブロック積み、ドラム缶、一斗缶による屋外焼却を含む）



【野焼き】



【ブロック積み】



【ドラム缶】



【一斗缶】

【例外的に認められる行為】

- ① 農業を営むための畦草などの焼却
(相談先) 産業振興課 電話 (0564) 63-5121
- ② 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で例外とされる野外焼却
(相談先) 環境課 電話 (0564) 63-5146

【注意事項】

- ① 以下の条件で屋外において火を取り扱う行為は危険です。
 - ・ 風が強い場合（風速10m/秒以上）
 - ・ 乾燥注意報が発表されている場合※気象状況により火災が起きやすい場合は、消防本部から〔防災無線〕や〔こうたタウンメール〕などでお知らせします。
- ② 屋外で火を取り扱う場合の注意事項
 - ・ 消火器や水バケツなどの消火用具を必ず準備すること。
 - ・ 焼却中は絶対にその場を離れず、火の後始末を必ず行うこと。

【届出先】

屋外で火災や煙を発生させる行為を行う場合は事前の届出が必要です。

(届出書) 『火災と紛らわしい煙又は火災を発するおそれのある行為の届出書』

(届出先) 消防署 電話 (0564) 63-0119

※この届出は、消防が焼却行為を許可するものではありません。万が一火災となってしまう場合、消防隊が迅速に現場出場するためのものです。